

広島県教育委員会告示第二号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第三十七条第一項の規定により、次のとおり広島県天然記念物の指定を解除する。

令和四年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

種別	名称	員数	所在地	指定年月日	解除理由
植物	瀬戸田の単葉松	一株	尾道市瀬戸田町福田一〇四四	昭和二十九年一月一日	枯死したため